

東かがわ市告示第73号

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

令和7年度東かがわ市物価高騰対策給付金事業実施要綱（令和8年東かがわ市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 本給付金の対象者は、令和8年3月31日（以下「本給付金基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、<u>令和7年度物価高対応子育て応援手当の対象児童を除く。</u>（以下「本給付金の対象者」という。）</p> <p>2～4 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 本給付金の対象者は、令和8年3月31日（以下「本給付金基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、<u>令和7年度東かがわ市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱（令和7年東かがわ市告示第135号）に基づく対象児童を除く。</u>（以下「本給付金の対象者」という。）</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。